

<高額障害福祉サービス等給付費等 Q&A>

Q1 郵送でも手続きは可能ですか？

A1 可能です。申請書等必要書類を同封し郵送してください。記入不備や不明点があった場合は、市より連絡をさせていただくほか、追加で書類提出をお願いすることがあります。

Q2 兄弟で、それぞれ障害児通所支援のみを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか？

A2 障害児通所支援のみを利用している場合も、高額障害児（通所・入所）給付費の対象となります。詳しくは療育支援課へお問い合わせください。

Q3 障害福祉サービスと地域生活支援サービスを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか？

A3 日中一時支援、移動支援等の地域生活支援サービスは合算対象になりません。

Q4 夫が介護保険サービスのみを利用していて、妻は障害福祉サービスのみを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか？

A4 障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している人が異なる場合は、合算対象になりません。

Q5 高額介護（予防）サービス費【年間】、高額医療合算介護サービス費の支給決定通知書を紛失してしまいましたが申請できますか？

A5 障害福祉課までご相談ください。

Q6 申請するのを忘れていました。何年前の分まで申請可能ですか？

A6 5年前の分まで申請可能です。
